

京都市告示第647号

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、八幡市との間において、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に係る事務の委託に関する規約を次のとおり定めます。

令和4年 3月31日

京都市長 門川大 作

八幡市と京都市との間の放課後児童健全育成事業に係る事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法第252条の14第1項の規定により、八幡市（以下「甲」という。）は、甲の区域内に住所を有する児童のうち、京都市（以下「乙」という。）の区域内に存する小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。）に在学するものに対する児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に係る甲の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担し、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付しなければならない。

(協議)

第4条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)